

カナダにおける高病原性鳥インフルエンザ発生時の州単位での 地域主義の適用に係るリスク評価の概要

1. 背景

- (1) カナダからの家きん及び家きん肉等の輸入に関しては、我が国は、同国において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生した場合、発生が終息し、清浄性が確認されるまでの間、カナダ全域からの輸入を一時停止する措置をとっている。
- (2) 2008 年、カナダから我が国に対し、HPAI 発生時の州単位の地域主義適用について要請があった。
- (3) このため、カナダ食品検査庁（CFIA）からカナダにおける HPAI に係る防疫対策等について情報収集し、同国における HPAI 発生時に州単位の地域主義を適用した場合の我が国への HPAI の侵入リスクについて、定性的な評価を行った。（なお、米国については、同様のリスク評価を行い、HPAI 発生時の州単位の地域主義を適用済み。）

2. カナダの HPAI 防疫対策等に関する情報

(1) 地理的状況

カナダは、北米大陸に位置し、陸路で国境を接しているのは米国のみである。カナダは、10 州と 3 準州で構成されている。

(2) 家畜衛生体制

a) 獣医当局

国家獣医当局である CFIA は、家畜衛生プログラムの企画調整を行う本部動物衛生局と、家畜衛生プログラムの実務を行う CFIA の地方部局（area office(4 カ所)、CFIA regional office(18 カ所)及び CFIA district office(185 カ所)）により構成されている。

州獣医当局においては、専従の獣医官が配置されているが、家畜衛生プログラムの実施は CFIA が主体であり、州獣医当局はその支援を行うという立場である。10 州及び 3 準州のうち 8 州及び 1 準州（家きん生産が盛んな州は全て含まれる）の獣医当局は、CFIA との間で海外家畜疾病緊急支援プラン（Foreign Animal Disease Emergency Support Plan : FADES）を締結することにより、HPAI 等の海外重要伝染病が発生した場合の役割及び責任分担を明確にしている。

通報対象鳥インフルエンザ（NAI）の診断において、スクリーニング検査は各州に存在する鳥インフルエンザネットワークラボラトリー（AI-NL）で行われ、確定診断は OIE のリファレンスラボラトリーである国立海外動物疾病センター（National Centre For Foreign Animal Diseases : NCFAD）で行われる。

b) 法制度

- ① 動物衛生法及び同法に基づき制定されている動物衛生規則、届出伝染病規則並びに殺処分動物補償金規則により重要家畜伝染病発生時の通報義務、家畜伝染性疾病の防疫対策、疾病発生時の対応、輸出入検疫、殺処分した動物等に対する補償、罰則等が規定されている。
- ② 通報対象鳥インフルエンザ特定疾病計画（National Avian Influenza Hazard Specific Plan：NAIHSP）が策定され、NAI 発生時の円滑な防疫措置の実施のため、具体的な防疫対策要領が定められている。

(2) 一般状況

a) 家きん飼養状況

カナダの家きん生産の特徴として、各州の需要（人口）に合わせて家きんの生産が行われるよう調整するという供給管理システムがあり、このため、ケベック州、オンタリオ州及びブリティッシュ・コロンビア州の3州で国内の全飼養羽数の75%に当たる家きんが飼養されている。カナダは、種鳥の初生ひな及び種卵の輸出国であり、3社の種鳥企業（2社：採卵鶏、1社：七面鳥）が全てオンタリオ州内にある。一方、カナダには生鳥市場は存在しない。農場、食鳥処理施設、加工施設等はそれぞれ近接した地域内にあり、地域的な消費が行われている。

b) 家きん・家きん製品の流通及び移動管理

食鳥処理・加工施設については、CFIAの規制下にあり、州間移動又は輸出される家きん肉等は、CFIAに認定された食鳥処理・加工施設において処理されなければならない。また、CFIA検査官による家きんの生前生後の検査を受けなければならない。また、認定された食鳥処理施設では、海外家畜伝染病が発見された場合の対応を定めた危機管理計画が作成され、毎年訓練が行われている。孵卵場についてもCFIAの認定を受けていない施設からは、州間移動や輸出が認められていない。

トレーサビリティについては、国として制度化したシステムは存在しないが、種鳥では個体又は群単位での識別が行われており、また、肉用鶏及び採卵鶏並びにその生産物についても食肉検査規則によるフロックシート提出規定等により生産履歴の作成が義務づけられており、生産農場等の追跡は可能である。

(3) 国境検疫措置

輸入解禁の判断は全てリスク評価に基づいて行われ、適切な輸入条件を課している。

輸入検疫については、係留施設を有する検疫港（8カ所）及び検査施設を有する検査港（80カ所）のコントロールポイントで、CFIA district officeの獣医官・検査官が検査を実施している。陸路のコントロールポイントは、HPAI 清浄国である米国のみと国境を有するが、陸路経由の家きん及び畜産物の輸入に関しても、CFIA district officeの獣医官・検査官により適切に管理されている。

輸出検疫については、輸出国との衛生条件に基づき実施されるが、精密検査は全てNCFADで行われ、CFIA district officeの獣医官によって証明書が発行される。

このため、全般的に適切な輸出入管理が行われていると考えられる。

(4) 国内防疫措置

a) サーベイランス

NAI については、カナダ通報対象鳥インフルエンザサーベイランスシステム (CanNAISS) の枠組みの下、パッシブサーベイランス及びアクティブサーベイランス (食鳥処理前サーベイランス (CFIA が年間を通じて食鳥処理前の商用鶏及び七面鳥を対象として行う血清学的サーベイランス)、種鳥群サーベイランス (CFIA が年間を通じて食鳥処理又は淘汰前の商用種鶏及び種七面鳥を対象として行う血清学的サーベイランス)、自主的サーベイランス (輸出育種企業が自主的に毎月行う血清学的及びウイルス学的サーベイランス)) が行われている。また、野鳥のサーベイランスも行われている。過去の NAI 発生事例では全てパッシブサーベイランスにより摘発されており、早期封じ込めができていることから、サーベイランスシステムが有効に働いていると考えられる。

b) 診断体制

診断としては、各州におかれている AI-NL において、スクリーニング検査 (マトリックス遺伝子をターゲットとした rRT-PCR により陽性となった場合、H5/H7 をターゲットとした rRT-PCR を行う。) を行い、H5/H7 rRT-PCR で非陰性となったサンプルについては、NCFAD においてウイルス分離、亜型、病原性の決定等の確定診断を行う。

NCFAD は、OIE の HPAI リファレンスラボラトリーであり、また、AI-NL は NCFAD により診断能力向上及び確認のためのトレーニングを受けている。診断過程における連絡体制と役割分担が明確化されている。

このため、AI について、迅速に、的確に診断を実施する体制が整備されていると考えられる。

c) HPAI 発生時の対応

① 初動対応及び移動制限

発生が疑われる場合、当該農場は暫定発生農場とされ、直ちに発生農場における人、動物、車両等の移動制限が行われ、初期調査が行われる。また、発生疑い農場の周囲 3km の全ての商用農場、及び疫学関連農場 (商用、非商用問わず) は移動制限下に置かれる (非商用農場については、リスク評価に基づき移動制限対象とするか否かが決定される)。

発生が確定した場合、発生農場の家きんの淘汰、施設の洗浄及び消毒が行われるとともに、発生農場周囲 3km の Infected Zone (IZ)、3-10km の Restricted Zone (RZ) 及び RZ を囲む Security Zone (SZ) から構成される一次防疫ゾーン (Primary Control Zone: PCZ) が設定される。PCZ の外縁は、通常州境と一致しており、PCZ 内の家きん、家きん関連製品等の移動は、禁止又は CFIA の許可が必要であり、許可を受けるには一定期間 HPAI の症状が見られないことや、PCR 検査により陰性が確認されること等が求められる。

このため、CFIA により、当該ゾーン内の移動が管理されることにより、周辺の州に感染が拡大する可能性は低いと考えられる。

② 疾病の摘発及び清浄性確認

IZ 内の農場において、発生後に 1 回ウイルス学的・血清学的検査が行われる（ベースラインサーベイランス）。また、防疫措置の完了後 21 日以降に、IZ 内の全ての農場において、ウイルス学的検査が行われる（移動制限解除サーベイランス）。これらのサーベイランスは、我が国における発生状況確認検査及び清浄性確認検査に該当し、確実に発生状況が確認され、清浄性が確認される仕組みとなっている。

d) 過去の発生時の対応

カナダにおいては、2007 年にサスカチュワン州で H7N3 HPAI が発生しているが、1 件の発生のみで封じ込めに成功している。低病原性鳥インフルエンザ (LPAI) に関しては、1975 年以降 4 件の LPAI が発生しているが、州内における封じ込めに成功している。

3. 総合評価

- (1) カナダにおいては、HPAI の発生予防、まん延防止及び撲滅のために必要な家畜衛生体制・診断体制・サーベイランス体制・国境検疫体制が整備されている。
- (2) カナダにおいては、HPAI の発生疑い時、直ちに初期調査が行われ、迅速に発生状況が確認されるとともに、発生状況が確認されるまでの間、周辺農場や疫学関連農場も含め、家きん及び家きん肉等の移動が制限される。また、HPAI の発生確定時、発生農場においては家きんの淘汰及び農場の洗浄・消毒が行われるとともに、通常州境を外縁とする移動制限区域が設定され、移動制限区域内の家きん及び家きん肉等の移動が制限される。
- (3) また、カナダにおいては、平時においても、州間移動又は輸出される家きん肉等は、CFIA に認定された食鳥処理・加工施設において処理されなければならない等、CFIA の監督の下、移動が認められている。

以上のことから、カナダにおいて、家きん及び家きん肉等が原因となって州境を超えて HPAI がまん延するリスクは低いと考えられ、発生農場が州境付近に所在しているなど、制限地域が複数州にまたがる場合に、発生状況が確認されるまでそれら複数の州からの輸入を停止する等の措置を確保すれば、それらの州以外の州からの輸入を継続するという州単位での地域主義を適用した場合でも、日本に HPAI が侵入するリスクは非常に低いと考えられる。

<カナダ地図>

